

## 慶長・元和期における外様大名の政治課題：黒田長政を事例として

福田，千鶴  
九州大学文学部九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7183592>

---

出版情報：九州文化史研究所紀要. 37, pp.67-98, 1992-03-30. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University  
バージョン：  
権利関係：



# 慶長・元和期における外様大名の政治課題

—— 黒田長政を事例として ——

福 田 千 鶴

## 目 次

はじめに

一 公儀対策

二 嫡子教育にみる自己認識

a 文の道（手習・読書）

b 武の道（鷹野・馬貴・兵法）

c 行跡（立振舞・仕付）

三 家臣団統制

四 農民支配

おわりに

## はじめに

織豊期の統一政権は、天下概念のもとに領主階級の結集をめざしつつ、豊臣秀吉の発令した惣無事令<sup>(1)</sup>によって、個別領主の私的な武力行使、即ち自力による領土拡張戦争を停止させた。他方、個別領主は統一政権―公儀権力―と結び付くことで、領国の発展・安定化をめざすことになった。その後、豊臣政権末期における朝鮮侵略の敗退から関ヶ原の戦をへて、国内が急速に戦乱終息へとむかったことにより、個別領主は領土拡張の道を大幅に狭められ、大名家とその領土の存続とは、第一に公儀から大名「家」と認定されねばならず、当時の軍事的緊張関係下にある外様大名は、戦国遺制(戦時体制)を急ぎ払拭することが重要な政策課題として要請された。それに対応しつつ、多様なレベルにおける領内諸矛盾を解決しながら、大名「御家」権力を確立しなければならなかった。つまり、大名権力の確立には、公儀から大名「家」として承認される側面と、大名「御家」が領内において絶対的な存在価値として確立する側面があるといえよう。

本稿ではこの二側面の媒介をなす「大名」レベルでの課題意識<sup>(2)</sup>を検討し、その対象として福岡藩初代藩主黒田長政をとりあげる。彼は戦国武将として戦乱を生き抜き、慶長・元和という幕藩制確立期の重要な時期に、「大名」としての役割を全うした人物といえる。そこで、第一に外様大名という政治的立場からくる公儀対策、第二に近世大名化に伴う自己認識の変化、第三に家臣団統制における基調、第四に農民支配における徳治主義政策について、各章ごとに論じることにした。

## 一 公儀対策

黒田長政<sup>(3)</sup>は、永禄十一年(一五六八)十二月三日、播磨国姫路に生まれた。父は黒田孝高(如水)、母は柳橋豊後

守伊定の娘で、幼年時代は人質として織田信長のもとに赴き、羽柴秀吉に預けられて近江国長浜で育った。初陣は天正十年（一五八二）秀吉の中国征伐への従軍で、翌十一年賤ヶ岳の戦では、首級をあげた功により河内国丹北郡内に領知を賜っている。十二年根来・雜賀一揆の鎮圧では二千石を加増され、十五年の九州征伐では父孝高とともに豊後・日向方面を攻めた。その後、孝高が豊前国に封ぜられたことをうけて、同国馬ヶ岳城に入り、十七年五月家督を継ぎ、文禄元年には朝鮮出兵に参加している。このように、黒田氏は孝高以来、豊臣取立大名としての地位を築いたのである。

ところが、秀吉没後は徳川家康への接近策をとるようになる。長政は慶長五年六月に蜂須賀正勝の娘（天正十八年成婚）を離縁して、家康養女栄姫（保科正直の娘大涼院、家康には姪）を正室に迎えている。関ヶ原の戦も東軍に荷担し、その功により戦後は筑前一国を賜ることになる。この時家康が長政に与えた感状には、徳川家の勝利はひとえに長政の計略によるもので、この忠節は子孫に至るまで忘却しない旨が記されている。<sup>(4)</sup>

慶長八年には家康が征夷大將軍に、同十年には秀忠が二代將軍に就任して徳川氏の將軍職世襲が確定するが、慶長期の諸大名は必ずしも徳川氏一辺倒とはいえない動向をみせている。如水（孝高）は、同六年五月四日に豊国社（京都市）に帷子三ツ、大樽一を献上している<sup>(5)</sup>、豊国社内には「如水之寺」があつた<sup>(6)</sup>という。関ヶ原の戦以後も如水が豊臣側との接触を保っていたのは確かである。それは、徳川政権のなかに包摂されつつも、一貫して豊臣擁護派であつた福島、加藤（清正）、浅野らに共通する姿勢といえる。

長政の場合は、慶長十年を除く連年の手伝普請を負担し、家康の將軍就任にも江戸参勤して上洛に従っている。その参勤状況は伏見・駿府・江戸参勤の総和をもつてしても、他の大名と較べて必ずしも頻度の高いものではないが、同十四年以降はそのいづれかに必ず参勤するようになっており、幕府の大名統制に従順であつたことを示している<sup>(7)</sup>。その中で、「表1」に示したように、慶長期に長政は計四回（慶長11・7・18、同15・2・6、同17・11・28、

〔表1〕 関連年表

| 年             | 関連事項                        | 社参    | 長政参勤状況              | 福岡藩手伝普請       | 生没                       |
|---------------|-----------------------------|-------|---------------------|---------------|--------------------------|
| (1600)<br>慶長5 | (月,日)                       | (月,日) | 筑前入部(12月)           | (月)           | (月,日)                    |
| 〃 6           | 11. 2 江戸市街全焼                |       | 在国                  |               |                          |
| 〃 7           |                             |       | 在国                  |               | 11. 9 黒田忠之生              |
| 〃 8           | 2.12 家康征夷大將軍就任<br>7.26 千姫入興 |       | 福岡→江戸→京都<br>→江戸→福岡  | 3. 江戸市街普請     |                          |
| 〃 9           |                             |       | 福岡→伏見→福岡            | 8. 江戸築城大石運送   | 3.20 黒田孝高没               |
| 〃 10          | 4.16 秀忠上洛、將軍就任              |       | 福岡                  |               |                          |
| 〃 11          |                             | 7.18  | 福岡→江戸→福岡            | 3. 江戸城築築(→6月) |                          |
| 〃 12          |                             |       | 福岡                  | 1. 駿府城普請      |                          |
| 〃 13          |                             |       | 福岡                  | 〃             |                          |
| 〃 14          |                             |       | 福岡→駿府→江戸            |               |                          |
| 〃 15          |                             | 閏2.6  | 江戸→駿府→名古屋<br>→駿府→福岡 | 11. 名古屋城普請    |                          |
| 〃 16          | 3.28 秀頼、二条城参勤               |       | 福岡→京都→福岡            | 〃             | 4. 6 浅野長政没<br>6.23 加藤清正没 |
| 〃 17          | 3. 岡本大八事件                   | 11.28 | 福岡→駿府               | 3. 京都御所       |                          |
| 〃 18          |                             |       | 駿府→江戸→福岡            |               | 4.25 大久保長安没              |
| 〃 19          | 10. 大坂冬の陣                   | 2.28  | 福岡→駿府→江戸            | 1. 江戸修築       |                          |
| (1615)<br>元和1 | 4. 大坂夏の陣<br>7. 7 武家諸法度      |       | 江戸→京都→江戸            |               | 5. 8 豊臣秀頼没               |
| 〃 2           |                             |       | 江戸→駿府→江戸            |               | 4.17 徳川家康没<br>6. 7 本多正信没 |
| 〃 3           | 6.29 秀忠上洛                   |       | 江戸→京都→福岡            |               |                          |
| 〃 4           |                             |       | 福岡                  |               |                          |
| 〃 5           | 5. 8 秀忠上洛<br>6. 2 福島正則改易    |       | 福岡→江戸               |               |                          |
| 〃 6           | 9. 7 竹千代・国松元服               |       | 江戸→京都→福岡            | 1. 大坂城修築      |                          |
| 〃 7           |                             |       | 福岡→江戸               |               | 6.29 安藤重信没               |
| 〃 8           | 8.23 本多正純改易                 |       | 江戸                  |               |                          |
| 〃 9           | 7. 上洛、家光將軍就任                |       | 江戸→京都               |               | 8. 4 黒田長政没               |

〈出典〉『黒田家譜』『黒田年譜』『重綱・一重公年譜公録』『舜旧記』などによる。

同19・2・28)の豊国社参詣が確認され、いずれも徳川氏への参勤途上となる。長政は慶長期に豊臣氏擁護の目だった動きは示さないが、その真意にかかわらず徳川政権にとって単なる寺社参詣とは映らなかつたであろう。<sup>8)</sup>大坂夏の陣後、徳川政権によって豊国社は規模縮小されるが、長政の豊国社参も元和期には見えなくなる。

慶長十六年、家康は秀頼の二条城参勤を成功させていたが、豊臣氏と諸大名との関係が完全には切断されておらず、そこに大坂の陣―豊臣氏の滅亡―を経ねばならなかつた。その際、長政は福島正則・加藤嘉明とともに嫌疑をうけて江戸滞留といった政治的危機に直面する。<sup>9)</sup>すでに、加藤清正・浅野長政は死去していた。黒田氏は徳川政権下に残る豊臣恩顧の大名としての位置を再認識させられたのである。

長政はその危機打開策として、急遽十一月に二男徳松(妾腹)を証人として江戸に遣わし、さらに冬の陣決着後には大涼院・長女おとく・三男犬萬・四男萬吉を証人として上京させている。<sup>11)</sup>江戸の証人制度は慶長四年に前田利長が母芳春院を、細川忠興が三男忠利を江戸に置いたのを始めとして、関ヶ原の戦以降は諸大名が積極的に証人を提出した。黒田氏の場合、関ヶ原の戦における友好関係が働いたにしても、その対応は遅すぎた感がある。<sup>12)</sup>外様大名としての政治的立場の弱さを十分に認識させられた長政は、以降は、幕府への恭順ぶりを徹底するとともに、さまざまな幕閣工作を展開する。

たとえば、細川氏の情報収集のなかに、黒田氏の公辺での行動が記されている。

- 一 黒筑朝倉藤十郎と別而知音二なられ候、土大いもとむこにて候ゆへ、とり入可申内存と聞候由候へ共、大炊殿一切懇ぶりにて無之由候、然者安藤対馬前々方別而筑州知音二候、対馬被煩二黒筑両度迄被見舞候へ共、対州右之才覚聞付相不被申之由、おかしく候、惣別かやうの才覚前々方上手にて候が、今度者尾が見え候や、笑止止二存候事<sup>13)</sup>

これは、元和二年六月二八日付の細川忠興の書状である。この年の家康の死後に、諸大名は賜暇を得て帰国し

たが、長政と加藤嘉明のみはこれを辞退して江戸に滞在していた。史料は、その在府中の長政の動向である。忠興は、長政が土井利勝に取り入るために、幕府留守居役の朝倉宣政と知音になったが、これが逆に安藤重信の不信をかってしまったと皮肉る一方で、これまでの長政のそうした才覚のうまさを認めている。その一つには、書中の安藤重信への接近があるし、また長政の大坂冬の陣中の書状では、本多正信・同正純・安藤直次・成瀬正成などへの接近をはかり、他衆へは無用と家老に命じている。元和期には、土井利勝・藤堂高虎などとも親交を深めている。<sup>(15)</sup>

ところで、元和期の長政の「覚」<sup>(16)</sup>のなかでは、「つきあい之儀、たとひ其方（忠之）あひ口にて候とも、世間へ聞あしき仁二候ハ、つきあひ無用二候、あひ口に而無之候共、公儀之きこるも能仁とハつきあひ可被申事」と、「公儀の聞こる」を念頭においた交際を嫡子忠之に命じている。元和九年の長政「遺言扣」<sup>(17)</sup>には、

一 惣別知人多成候ハぬ様ニ可被仕候、御傍衆いつも出入之衆中ハ不相易様ニ可被仕候

一 公家・門跡并諸大名をちかつけ被申儀、無用ニ候事

一 京・大坂・江戸・其外町人、今迄出入仕候者之外ハ、知人成被申儀無用候事

の三条がある。第一条は、知人は増やさないようにして、従来からのつきあいを継続させる。「御傍衆」とは將軍の傍らに近仕する者、すなわち老中クラスを、「いつも出入之衆中」とは「御傍衆」と黒田家をつなぐパイプ役である上級旗本クラスを指すと思われる、こうした人物とのつきあいは変わらぬようにすること、という。これは先に示した幕閣との接触を念頭に置くものといえる。第二条は、公家・門跡・諸大名とのつきあいは無用のこと。第三条は、町人の出入りも変えないこと。以上において、長政は「公儀」第一主義に基づいて、大名がとるべき諸身分との関係を規定したのである。

さらに、長政書状<sup>(18)</sup>には、

一 久円来候時之書状ニ、中山四郎二郎屋敷之儀ヲ被申越候に、四郎二郎殿と書被申候、其方文跡にハ四郎二郎

などに殿と書候事ハ不入儀候、惣別人の位相応之文躰よく吟味候而、調可被申候

一 久円申候ハ米勘兵殿・嶋次兵殿ハ数奇ニ被參候由物語候、被參候事ハ一段能候、何とて參候へるとの儀、此方へ不被申越候哉、被隠候ハ不能分別候、惣別次兵へ殿・勘兵衛殿次第二諸事可被仕候、又上方衆との付相ハ、  
弥無用ニ可被仕候、委栗山備後遺候時可申候

とある。まず、中山四郎次郎は公儀役人<sup>19</sup>というが、『寛政重修諸家譜』その他での確認はできない。そうした人物に、書中の「殿」の使用を無用とする一方で、初期幕政で江戸町奉行として活躍する米津勘兵衛・嶋田次兵衛<sup>20</sup>に「殿」の表記がある。元和期の長政書状（家老宛）のなかには、老中クラスに「殿」の表記のない例外が若干み<sup>22</sup>られ、幕府老中とはいえ豊臣政権下にあつては傍輩の徳川家の家臣であり、立場の逆転こそあれ意識の上では同等あるいはそれ以下という心情のあらわれであろうか。徳川の御恩を受けて奉公するという主従関係から出発した忠<sup>21</sup>の代には、その上下関係はもはや動かし難かつたが、ただし「公儀」関係ならすべて可とせず、中山の例のように、幕藩権力のなかで黒田の家格を意識した対応であつた。

慶長十八年の長政書状の一節には、「今度岡太郎右衛門所へ脇差遣候儀、滝豊州などへ小袖遣候儀、一円合点不行候」とある。岡太郎右衛門は公儀役人というが、それ以上は不明である。<sup>24</sup>滝豊州は滝川忠征のことで、最初は豊臣秀吉に仕え、関ヶ原の戦功で家康の使番に取立てられ（二千石）、慶長十二年に駿府城、同十五年に名古屋城の普請奉行を勤め、元和二年には尾張大納言義直の付家老となる人物である。<sup>25</sup>長政は忠之が岡に脇差を、滝川に小袖を送つたことが納得できないという。「滝川文書」<sup>26</sup>のなかには、五通の黒田氏発給文書がある。書札礼的には「様」・脇付を用い、「恐惶謹言」の書止文言をとることから、黒田氏の滝川氏への厚礼がわかる。内容は贈答関係であり、寛永期にもそれは継続している。そのため、先の書状は長政が忠之の岡、滝川との交際を禁じたといった即断はできず、送つた脇差、小袖に問題があつた、家督前の忠之の贈答（振舞）が不相応とされたなど、他の理由を考

えねばならない。いずれにせよ、長政が忠之の幕府関係者との接触に多くの規制を加えていたことは明らかである。以上のように、長政は「公儀」を第一にしながらも、「黒田」の家格を意識した「公儀」での対応をおこない、不用意に交際範囲を広げぬよう忠之に求めていた。そこでは政治折衝に敏感に対応できる才覚が必要とされるが、そうした才覚はひとつ間違えば危険視されよう。実際に、慶長十九年の大久保忠隣、元和八年の本多正純の改易の際には、長政は嫌疑をうけて政治的危機に遭遇している。<sup>(27)</sup> 忠之も寛永九年の加藤氏の改易では、加藤忠広と知音であると取沙汰されて、その釈明にあたらねばならなかった。<sup>(28)</sup> つまり、幕府の改易・転封策による大名統制が強化された段階にあって、「公儀」における不要な接触をさけることは、大名「家」存続のためには必須の要件となっていたのである。

その一方で、大名は複雑化する幕府の情報を収集して、機敏な政治対応を行わねばならない、というジレンマのもとにある。その対策として、幕閣とのパイプを強固にすることは勿論ながら、信頼できる親族（御一統様）の形成、有能な江戸留守居役の設定<sup>(29)</sup>が必要となる。細川氏の書状では、長政が有力幕閣との縁戚関係を求めようとする動きを注意深く伝えるが、三代光之の代までには大涼院（長政正室）の親戚筋によるネットワークが形成されている。<sup>(30)</sup> 留守居役に関しては、忠之代になってその側近が留守居として公儀向きを扱ったことが、寛永九年（一六三二）に「黒田騒動」を引き起こす原因の一つでもあった。<sup>(31)</sup> また、近世を通じて諸大名間、あるいは大名と公家・門跡間の贈答・文化交流は盛んであり、のちには大名財政を圧迫する原因にもなっているので、こうした交際を禁じた長政の意識は、慶長・元和期に特有の政治課題から導きだされたものとみなされよう。ただし、そのあり方をみると、かなり家格に規定された交際となつていいる。いずれも問題は残るが、「大名」の意識としては、自主的に幕藩制的秩序のなかに順応していったのであり、それなしには大名「家」の存続はなしえなかったであろう。この点については、次章であらためて論じることにする。

## 二 嫡子教育にみる自己認識

ここでは、長政の嫡子教育を検討することで、彼が次期藩主に要求した大名像を提示し、その自己認識を探ることにしたい。

長政嫡子忠之は慶長七年（一六〇二）十一月九日に福岡城下に生まれ、幼年時代を国元で過ごし、同十七年十二月に父長政とともに駿府に参勤して家康に初目見えし、翌日家康の前で元服して右衛門佐の官途を賜った（十一歳）。改年して江戸にも参勤し、將軍秀忠にも拝謁、諱名一字を賜り、忠長の名乗りと松平姓を許され、二月朔日には従五位下諸大夫に任じられている。忠長はその後忠政と改名し、最終的には忠之を名乗る。以下では、特に問題のない限り忠之で統一する。<sup>(32)</sup> 忠之の傅役は〔表2〕に示した通りで、長政はそれぞれの道に長じた者を忠之の教育係として選出し、元服後から本格的な教育を受けさせたようである。<sup>(33)</sup>

### 【史料A】 御留守中行跡之事（一二六三号）

- ① 一 読物無油断可仕候、一日ニ紙数式枚宛読可申事
- ② 一 文毎日三宛、如本書可申事
- ③ 一 馬責前ニ成候ハ、乗候而、其外むさとなやミ申間敷事  
（吉祥院尊秀）
- ④ 一 法印留守中、鷹つかい可申事
- ⑤ 一 鳥并犬以下、町ニ有之を取申間敷候事

〔表2〕 忠之傅役

| 氏名       | 担当    | 石高   | 備考             |
|----------|-------|------|----------------|
| 福西道達     | 傅役    | 400  |                |
| 伊丹九郎左衛門  | 傅役    | 400  | 新参             |
| 林五介      | 傅役    | 300  | 大譜代            |
| 井上傳次     | 傅役    | 200  | 大譜代            |
| 黒田与右衛門   | 傅役    | 2500 | 照福院(如水室)甥      |
| 吉祥院尊秀    | 手習、素読 | —    | 長州門司城主奴留油主水子   |
| 荒木十左衛門元満 | 馬術    | 1500 | 荒木志摩守子(摂津花隈城主) |
| 大塚権兵衛直重  | 劍術兵法  | 800  |                |
| 岡本権之允    | 行跡    | 1500 | 元宇喜田秀家家人       |

右の条々相背中間敷候、横目之者被付置之由候間、御帰国之刻被遂御穿鑿候而、行跡悪敷候ハ、唯今被付置小性并刀・脇差、馬迄も可被取返候、其迄付候而居申者迄も、曲事ニ可被仰付候、為其如此候、以上

(慶長十八年)

二月十日

忠長 御書判

進上

長政様

【史料B】 (二二六四号)

以上

次左衛門差下候間、申遣候

⑥ 一 左吉・一郎右衛門越候時、書状其外書立共具披見候、先々右衛門佐儀、仕合よく罷下満足申候

⑦ 一 右衛門佐馬乗候儀、野などにてのせ、いかにもたくさんに乗候様ニ可申候、ふち(鞭)をもたくさんに打候様ニ

可仕候

⑧ 一 めしの喰様・太刀・折紙之次第、其外仕付方、権丞ニならハせ可申候

⑨ 一 読物之儀、当年中ニ論語・朗詠濟候様ニ可仕候、此二冊さへ濟候ハ、もはや余のよミ物読候儀無用にて候、返読迄を無失念可仕候

⑩ 一 申置候文、当年中ハかゝせ候て可越候

⑪ 一 盤上のおそひ堅無用ニ候、其外ハいかやうニも主次第二あそはせ可申候

⑫ 一 十めん仕候儀停止可仕候、其方不断十面仕候故、見習候て仕と存候、其方よりも嗜可申候

⑬ 一 今度岡太郎右衛門所へ脇差遣候儀、滝豊州などへ小袖遣候儀、一円合点不行候、何も右之一々次左衛門ニ

申遣候、猶頓而左吉・一郎右衛門遣候之間、其時可申候也

(慶長十八年)

二月廿一日

長政 御黒印

林五介殿

【史料A】は、慶長十八年に忠之が秀忠との目見えを果たした後、帰国するにあたって長政留守中の行跡について提出した誓紙、【史料B】は、同年二月廿一日付で長政が忠之傳役の林五介にその教育方針を示した書状である。以下では主要項目別に見てみよう。

a 文の道（手習・読書）

まず、④に法印とあるのは、真言宗僧侶吉祥院尊秀のことである。彼は長門国文司城主奴留油主水正の子といわれ、薙髪して同国赤間関阿弥陀寺の住職となった人物で、文禄年中に豊前国中津に来て長政に召し出され、筑前入国にも従って、福岡城築城の際の地鎮祈禱なども行っている。仏教諸宗学に加えて儒学の文才もあつたために、忠之の手習素読の師として選ばれたとい<sup>(34)</sup>う。

②から手習（文）は三枚づつが日課であり、慶長十九年二月十二日付の長政書状（林五介宛、一二五八号）には、「手習油断あるましく候、文百到来見届候」とある。長政は手習と読書に関しては油断なく行うよう繰り返し返しており、また「用もなき状ハ、右衛門佐自筆にて直ニ申越候様」にとも命じている（一二八三号）。届いた書状は、文言、筆跡、判、沓冠などの欠点を指摘・添削して差戻し、尊秀をはじめ傳役にも厳しい吟味を要求している（一二七一・一二七五号）。

①で読書は一日二枚とあるが、⑨で長政は『論語』と『朗詠』を指示している。翌年二月十二日の書状（一二五

八号)には、「よミ物之事論語相濟候由、左候ハ、大学ニても三略ニてもよませ候様ニ、吉祥院へ可申候、法印煩候時ハ登叙可然候、五郎太夫・玄春も苦間敷候、法印相談可有候」とある。忠之の『論語』習得が一年で終了し、さらに『大学』・『三略』が指示された。長政は他状でも「読物法印煩故、登叙召寄よませ候由、得其意候、乍去口悪敷候ハン哉と存候」(一二七七号)とも心配するが、登叙とは博多名利承天寺の百五世住持登叙元崇で、寛永七年(一六三〇)には忠之の推挙もあつて西堂に昇進し、家光の公帖を受ける禅僧である。<sup>(35)</sup>また、播磨以来の家臣で代官頭の佐谷久兵衛俊職(後に藏人、四百石)は元和三年に林羅山のもとに派遣されて『吾妻鏡』を講習したといわれ、文中の佐谷五郎太夫利直・玄春兄弟はその子で、やはり羅山の門人であつた。<sup>(37)</sup>

さて、一連の書状に続いて長政は、

一 右衛門佐二六韜ヲ読せ候事ハ不入事候由、竹丹後(竹中重門)なと被申候、其手間ニて孟子を讀せ可然之由候間、京にて板本を取下讀せ可申候、六韜も其内ニ濟候へハよく候(一二六一号)

と指示している。先の『論語』『朗詠』『大学』『三略』に加えてであろうが、読書の優先順位を、『孟子』『六韜』の順とした点は注目される。『六韜』は武経七書の一つで、呪術的な要素は強いが、『易経』とともに軍師にとつて必修の兵書である。長政はそれよりも、『孟子』の王道論を讀ませようする。『孟子』は「放伐説」などの革命思想を含む一方で、のちに本居宣長は『玉勝間』で「主君たるものの読むべき書」と評している。家康が『孟子』を愛読した話は有名であり、当時の武将たちが政權担当者の素養に王道論を要求したあらわれといえよう。また、書中の竹丹後とは、信濃国不破郡岩手城主竹中丹後守重門(六千石)で、寛永八年その死去の際には、遺言で葬儀に儒禮を用いたといわれ、儒教への傾倒ぶりを知ることができる。<sup>(39)</sup>

江戸初期は宋・明・朝鮮の新儒学の紹介時代Ⅱ啓蒙時代であり、儒学は積極的な役割を果たさず、政治支配者の資格を具備することにおいて儒教を学ぶことが必要とされなかつたという意見があるが、大名レベルでのこうした

儒学の積極的な摂取をみることができ、長政の遺言案では、「四書・七書・孝経素読よく覚候而、道春折々よひ道理を聞、国之仕置すなほ二非法無之様二学問を用候事專一二候」と、国主として正しい国の仕置をおこなうための学問と位置づけている。こうした意識下に、長政は忠之の学問修得に配慮していたのである。<sup>(42)</sup>

#### b 武の道（鷹野・馬責・兵法）

忠之は慶長七年生れのため、同十九年の大坂冬の陣が初陣となる。江戸滞留となつた長政にかわり、忠之は福岡から軍兵を率いて参じ、十二月には大坂天満橋付近に陣取り総攻撃に加わつた。その後は国元へ帰り、夏の陣では再度軍勢を率いて五月朔日に福岡を発ち八日には兵庫に達するが、すでに大坂落城の報を受けた。ために忠之は近習ばかりを伴つて上坂し、兵はそのまま兵庫から筑前に戻している。<sup>(43)</sup>要するに、忠之の実戦経験は、わずか冬の陣のみで、それも傷寒をおしての出陣と伝えられ、実際に軍事指揮をなしたかは疑問である。

鷹野<sup>(4)</sup>に関しては、「毎日鷹野へ出候やうに可申候、麦など損候ハぬ様二少人数にて可申付候」(二二六一号)との指示があり、小規模な鷹野を毎日おこなうことが基本であつたと考えられる。ただし、慶長二十年二月二五日付の長政書状(二二六〇、二二六五号)では、黒田美作一成(二万三千石)・黒田伯耆政成(二万三千石)・野村大学祐直(六千石)・井上右近一利(三千四八八石余)・衣笠因幡景延(三千四五石余)・野村勘右衛門直貞(四千八百石)に供をさせ、鷹野に折々出かけるよう指示している。大規模な鷹野は軍事訓練の機能を果たすことから、冬の陣帰国直後のこうした計画の背景には、第一に忠之の実戦不足を補う目的があつたと思われる。

馬責<sup>(3)</sup>、<sup>(7)</sup>は、田畑岸溝や野原で多く鞭を打つ事を求めているので、実戦的な馬術の訓練が要求されている。別状では「馬、日々乗せ可申事」(二二八一号)ともあり、大坂落城後の京都滞留中、忠之は家康・秀忠に馬術を披露して、褒賞の脇差を拝領した話も伝えられる。<sup>(44)</sup>

兵法については、長政は死に臨んで「兵法方衆」から二、三人を召し寄せ密談し、忠之に兵法の遺言を残したといふ。<sup>(45)</sup> その「控え」によれば、「兵法ハ平法也、右衛門佐平法と内之者共之兵法ハ心得別段之事也、一人之敵に切かち、三人、五人を打取候事ニ眼をかけ候ハ、内之者の兵法ニて候、夫さへ志之大なる者ハ五人、十人ニ目を不入候、まして大将之上ニ小分之気量ハ用ニ不立事候」とある。「内之者」とは違う「大将」の器量が要求され、これは戦時に限らず組織支配者のトップに立つ者の基本的な心構えといえる。長政がこれを遺言として残した意味は、藩主の器量は軍事統率者としての能力に示され、戦後生まれの経験の浅い若き藩主であれば、特に武功派家臣団を統率する器量の必要性を感じたことであろう。

c 行跡（立振舞・仕付）

長政は手習、弓馬といった文武の素養に加え、太刀・折紙・食事の仕様といった立振舞・仕付に関しても、忠之に修得させている。特に、忠之の家康初目見えの準備では念入りな稽古が命じられており（一二七六号）、こうした行跡の吟味は「公儀」を意識した対応の一つであった。また、行跡のなかで注目されるのは、渋面<sup>(12)</sup>である。長政は忠之に傳役林五介の悪癖（渋面、手癖、鼻すすりなど）を真似しないように注意しているが（二二六四、二二六五、二二七八、二二八八号）、特に渋面は事あるごとに意見し、「十面なと作り候事忘候ても作り候ハ、小性共二見次第脇方卒度申聞候へと被申付置候て、なをし候様に嗜可被申候」（二二八〇号）と指示している。長政は忠之の弟犬萬（長興・萬吉（高政））にも同様に渋面の注意を与えているため（一二七八号）、これは長政が忠之の悪癖のみを正したのではない。主君たるもの、何時でも平静心を保ち感情を表情に出さない嗜みが必要とされていたのである。

【史料C】元和五年八月朔日、忠之宛長政書状（一二七八号）

一 只今之時代ハ、少うつけニても口跡さへよく候へハ、人がほめ申候間、口跡・たち振舞・物給候様子など被嗜候事專一二候、不断心安所にてむさと仕候へハ、それかくせに成候て、公界にて物悔など忌れ悪敷物に候間、其心得尤二候

【史料D】元和五年八月十二日、忠之宛長政書状(二二八〇号)

一 先度も如申遣候、今ハ行跡之吟味迄候、十年先ニハ弓矢ノ穿鑿迄二候へる故、左様之吟味不苦候、只今ハ心ノうつけたるハ結句能キと見へ申候、行跡之穿鑿迄候間、其心得候而万事嗜可被申候

これは、元和五年(一六一九)の秀忠の上洛に従った長政が、京都滞留中に江戸在府中の忠之に宛てた一連の書状である。その意味するところは、現在は行跡の吟味までがおこなわれ、十年先には弓矢(武辺)の穿鑿までに及ぶだろうから、結局はうつけものほうが(幕府から嫌疑をうけないので)よい時勢となっている。そのことをよく心得て、行跡の吟味を嗜むように、となろう。

既述のように、長政は次期藩主忠之の器量育成にあたって、国の仕置のための学問と家臣団統率者としての兵法を教育理念の基本とし、文武(a・b)にわたる教育を施した。しかし、この史料にみえるように、元和期には武の道に対して懐疑的となり、かわつて行跡の吟味の重視するといった意識変化をきたしている。しかも、幕藩制的秩序のなかでは、家臣団を統率しうる「器用の仁」であるよりも、逆にたとえ「心のうつけ者」であっても「口跡」の上手な者のほうが、結果としてはよいだろうという。長政のこの指摘は時代相を反映するものではなからうか。

【史料C】の追而書には、「惣而客来之時無退屈様ニ能々嗜可被申候、拙者座敷ニてふせり候事ハおやの悪敷事と似せ候と存候、併はや我等ハ年寄、其上よき時代ニ生れ合せ不苦候、其方事ハ今程大事候間、不断其覚悟第一二候」とある。戦乱のよき時代に生まれた長政には、行跡の吟味など必要なかつたが、今はそれが要求される時代になつたと述懐し、戦乱から元和偃武への時代変化を自覚している。<sup>(46)</sup>

元和期になると行跡の吟味に価値基準が置かれるようになったという時代認識は、大久保忠教が『三河物語』で、「三河之者ハ、明暮弓矢を稼ぎければ、公儀之道ハ何も知らざる。(中略)あまり公儀のよき物に、昔も武辺を稼ぎたる物なし」と戦乱にあけられた三河武士の武骨さを語り、今の世ではそうした譜代家臣よりも「公儀をよくして、御敷敷之内にても立廻り之よき者」が多くの知行をとり、「他国之衆は、公儀ハよし、口ハ上手なり、御奉公ハよく申すなり」と公辺での礼儀作法、口跡の上手な他国衆が出世する世となったことを嘆いたことから確認できるものである。<sup>(47)</sup>

慶長十五年の細川忠興の書状も、<sup>(48)</sup>行跡に対する大名の葛藤をよく伝えている。忠興が上洛途中で池田輝政・福島正則・浅野幸長・蜂須賀至鎮などの一行と行違うが、各家中の忠興一行に対する礼儀は申し分ない対応であった。それに比べて「我々者、対諸大名忽可為無礼候」であるので、細川家中も諸大名に対して「無礼ニ無之様」にと奉行衆に命じさせ、横目をつけて違反者は「押籠」に処することにした。しかし、続く条文には、次のようにある。

一 加藤肥後・黒田筑前儀者、各別之儀ニ候間、得其意可被申付候、但、両人家中者も、对其方候てのさはき可  
在之候間、其所被見合差引可被申付候、若彼家中者对其方へ無礼之時、此方之者对兩人ニ慇懃ニ仕候共、可為  
曲事候、此あぢ分別肝要候事

加藤清正と黒田長政は格別であり、両人家中が細川家中に対して無礼であるとき、細川家中が両家に慇懃に対応すれば逆に曲事とするので、その案配をよく勘考するように、とある。戦国時代を生き抜いた忠興に、公辺での礼秩序重視の意識がある程度浸透し、家中にそれを要求しながらも、まだ絶対的な価値基準となりえずに交錯している様子がわかる。

次に、【史料D】で十年後には弓矢の穿鑿にまで及ぶだろうという長政の予測は、同年六月に改易された福島正則の事件も一因している。この改易理由は、正則が幕府に無断で城郭を修理したこととされる。幕府側としては

「無断」に力点があり、城郭修理そのものを罪と規定したわけではない。しかし、武士団統率者としての大名の立場からすれば、自然の時のために堅固にすべきは第一である城の整備が、もはや大名の自由ではなく幕府の「穿鑿」の対象となっていた。のちには弓矢まで、というのは、武器一切にいたるまで「公儀」の意向を伺う世になるだろうという、戦国武将長政の悲観に他ならない。

城郭修築に対する幕府の過度な対応は、戦国遺制の克服を課題とした、この時期特有の軍事的緊張関係に起因する。すなわち、近世的体制への移行後はこの問題の重要性は減少しよう。寛永十二年（一六三五）の「武家諸法度」では、堀・土塁・石垣の修築は「奉行所」への報告を義務とするが、矢倉・堀・門の作事に関しては緩和されている。<sup>(49)</sup> この変化は、幕藩制の秩序のなかで、大名が常に幕府の意向（上意）を伺う体質を醸成させた結果でもある。寛永八年前後の忠之家老宛ての書状に、「其元城廻屏・矢倉などそこね申候由、土井大炊頭殿江御物語申候へ者、長政御時とハ違申候間、早々普請申付可然と大炊殿被仰候」とある。秀忠以来政権を補佐してきた土井が、今は長政の時代とは違々と語るのも、そうした幕藩関係の変化を背景としている。

福島氏の改易は「武家諸法度」違反による処罰適用の最初といわれ、元和令に基づく司法的処分の断行をひろく諸大名に示した事件である。そこでは、元和令第六条の城郭修理の項目だけが諸大名の厳守すべき項目であるはずはない。形式的に見える第一条「文武弓馬之道、專可相嗜事」、第二条「可制群飲佚游事」、第十条「衣裳之品不可混雑事」などの大名の素養に関する規定なども、同様のものとして諸大名に認識されたと考えるべきであり、長政の書状にみられる行跡への厳しい吟味という積極的対応となって示されたのである。

このように、幕府の大名統制策に対して、諸大名は戦国遺制を急ぎ払拭しなければならなかった。特に第二条は、当時の大名の戦国風の放縱な生活を戒める条項として理解される。寛永令（寛永十二年発布）<sup>(50)</sup>でこの条項が削除されたのも、元和から寛永期にかけて幕府主導のもとで止揚された結果といえる。幕府は寛永十二年の「諸士法

度<sup>(53)</sup>には「忠孝をはけまし、礼法をたつし、常に文道武藝を心かけ、義理を専らにし、風俗をみたるへからさる事」と定めている。「文」という語には、「文詞・語句」「学問」のほかに「法度・礼儀・礼法」という意味があり、「武家諸法度」の元和令第一条の「文武弓馬之道」の「文」にもそうした意味を認めてよい。これは、天和令で「文武忠孝を励し、礼儀を正しくすべき事」に改められ、「文」にこめられていた儀礼・礼儀秩序の側面が分化して明確に強調されるようになり、以後はこの形式が踏襲される。

こうした変化は、家康以来の文治主義から綱吉の文治政治へのほぼ一世紀に近い幕藩制の展開を背景にしているといわれ、<sup>(55)</sup>外面的な礼儀秩序による規律化が幕藩制の秩序の到達点であることを考えても、慶長・元和期に行跡吟味の要求が始まったのは時代の要請といえる。しかし、それを可能にした原動力は、儀礼重視による幕藩制の秩序化の過程で、それを政治課題として対応した戦国武将たちの積極的な意識変革に求められるのである。

### 三 家臣団統制

家臣団対策のなかでの課題は、兵農分離政策に従って家臣団の城下町集住を促し、士身分としての固定化をはかるとともに、その在地性を払拭して、領主―百姓関係を一元的に把握することにある。黒田氏の場合は、播磨から、豊前、筑前へと加増・転封を果たした大名であるため、同じ九州の鍋島佐賀藩や島津薩摩藩とは違って、本来の家臣団の在地性は稀薄であった。長政は筑前入国後から領内検地を推進して農村把握を行うとともに、福岡城を築新築して家臣団の城下集住を計画的に進める。その一方で、国内の主要街道筋の国境沿いの要衝六ヶ所に端城を築城して年寄層を配置し、筑前十五郡を各郡内の比較的大身の者に預けて、給地及び蔵入地を統括的に管理させる「郡預り」制<sup>(56)</sup>をとっている。つまり、その過程で展開する地方知行制は、近世的に仕組替えられたものとしても、慶長期には臨戦的な領国支配が採用されており、給人の在地性を醸成する要素をも兼ね併せる政策であった。

また、黒田氏は関ヶ原の戦後に豊前国六郡（一二万石余）から筑前一国（五二万石余）に加増・転封した経緯から、譜代家臣への加増が可能であった。そこで、多数の高禄家臣を輩出し、その編成方法としては、寄子・寄親制が採用されている<sup>57)</sup>。入国当時の史料が確認できないので、参考までに元和九年の高禄家臣（千石以上）の知行高の内訳

〔表3〕 元和9年（1623）高禄家臣知行高内訳表

| 名前      | 総知行高    | 自分高     | %      | 与力高    | 人数  |
|---------|---------|---------|--------|--------|-----|
| 栗山大膳    | 20,000  | 12,410  | 62.05  | 7,590  | 39  |
| 井上周防    | 17,884  | 8,358   | 46.73  | 9,526  | 41  |
| 井上主馬    | 2,000   | 1,220   | 61.00  | 780    | 6   |
| 黒田美作    | 13,204  | 6,644   | 50.32  | 6,560  | 35  |
| 小河内蔵丞   | 12,080  | 6,410   | 53.06  | 5,670  | 39  |
| 黒田内膳    | 11,098  | 5,998   | 54.05  | 5,200  | 37  |
| 母里左近    | 10,000  | 5,770   | 57.70  | 4,230  | 25  |
| 野村大学    | 6,000   | 3,550   | 59.17  | 2,450  | 17  |
| 黒田小市郎   | 4,000   | 2,310   | 57.75  | 1,690  | 10  |
| 黒田平吉    | 2,000   | 1,410   | 70.50  | 590    | 3   |
| 桐山丹波    | 5,110   | 3,390   | 66.34  | 1,720  | 11  |
| 加藤主殿助   | 1,510   | 1,000   | 66.23  | 510    | 3   |
| 毛利数馬    | 1,510   | 1,100   | 72.85  | 410    | 3   |
| 北村頼母    | 6,000   | 3,600   | 60.00  | 2,400  | 9   |
| 久野外記    | 5,850   | 2,710   | 46.32  | 3,140  | 20  |
| 野村勘右衛門  | 4,800   | 3,600   | 75.00  | 1,200  | 10  |
| 黒田市兵衛   | 2,500   | 1,800   | 72.00  | 700    | 5   |
| 黒田六郎右衛門 | 2,500   | 2,170   | 86.80  | 330    | 3   |
| 宮崎織部    | 2,509   | 1,929   | 76.88  | 580    | 3   |
| 菅主水     | 3,300   | 2,500   | 75.76  | 800    | 4   |
| 津田長左衛門  | 3,132   | 2,319   | 74.04  | 813    | 3   |
| 菅勘兵衛    | 2,000   | 1,900   | 95.00  | 100    | 1   |
| 竹中主膳    | 1,500   | 1,200   | 80.00  | 300    | 1   |
| 林掃部     | 3,000   | 2,380   | 79.33  | 620    | 5   |
| 衣笠因幡    | 3,000   | 2,200   | 73.33  | 800    | 6   |
| 黒田与右衛門  | 2,800   | 2,070   | 73.93  | 730    | 7   |
| 村尾蔵人    | 3,000   | 2,000   | 66.67  | 1,000  | 6   |
| 原彌左衛門   | 2,000   | 1,250   | 62.50  | 750    | 4   |
| 村田出羽    | 2,000   | 2,000   | 100.00 | 0      | 0   |
| 明石菊右衛門  | 1,500   | 1,300   | 86.67  | 200    | 2   |
| 上原善助    | 1,300   | 1,100   | 84.62  | 200    | 2   |
| 加藤内匠    | 2,000   | 1,500   | 75.00  | 500    | 3   |
| 野口左助    | 2,504   | 1,944   | 77.64  | 560    | 5   |
| 喜多村孫之允  | 2,000   | 1,900   | 95.00  | 100    | 1   |
| 小河久太夫   | 2,000   | 1,500   | 75.00  | 500    | 4   |
| 岩崎平兵衛   | 2,000   | 1,500   | 75.00  | 500    | 3   |
| 大嶋又左衛門  | 1,500   | 1,300   | 86.67  | 200    | 2   |
| 計 37人   | 171,091 | 107,242 | 62.68  | 63,949 | 378 |

〔註〕端数は切捨、福岡県立図書館蔵「大田史料」425号より作成

を〔表3〕に示した。慶長から元和期にかけての高禄家臣団の編成の目安となろう。その際、石高相応の軍役水準を維持するためには、藩主直屬家臣はもとより、与力（寄子）などの大幅な新規取立が不可欠であった。

家臣団の取立方針については、まず孝高は文禄二年（一五九三）の書状中で「家来親類共二加不便有付候分別肝要候、新座ほしかり候儀無用候、前々の者共二人をも持せ、御知行も被下候者、久敷者共取立可申候、被官共子共多候而六ヶ敷候共、遣入可申儀肝要候事」と、新座（新参）の取立てを無用とし、前々の者共（譜代）を人持にして知行を与えるべきだとしている。これに対して、長政の元和九年（一六三三）の遺命には、

一 其方儀、卅歳ニ成候迄ハ、古参之者ニ知行遣被申間敷候、自然依怙之儀なと、述懐仕者候へハ家中狼敷成候て悪敷候間、可有其心得候、（黒田孝政）勘解由・官兵衛（黒田高政）ニ相渡候者ノ知行明候分三万式千六百石有之候、是ニて新参之者を抱置可被申候、式千石取を頭ニ仕、五百石取を下ニ仕可被抱候、右之明地ハ藏納ニ被仕間敷事<sup>59)</sup>

とある。忠之が三十になる迄は古参の者に知行を与えてはならないと指示し、その理由は依怙鼻肩だなどと言って家中が騒々しくなつては良くないからとする。その方法としては、秋月藩（勘解由）・東蓮寺藩（官兵衛）に渡した家臣の明地分での新参召抱えを命じ、藏納にすべきではないというのは、知行として宛行可能な土地を保留しておくためである。

筑前入国後に取立てられた家臣は、播磨（大譜代）・豊前（古譜代）時代の家臣に比して「新参」として扱われる。<sup>60)</sup>文禄二年から三十年を経た後、その遺言で孝高とは対照的に新参の取立を是認し、忠之に三十歳まで譜代家臣への加増を禁止しているのも、新規取立て・知行配分問題での家中支配の難しさを経験したためであろう。もつとも、長政は、戦国武将としての家中支配の理念により、譜代家臣尊重の立場を維持しているため、新参の取立てといつても、旧家臣の許容範囲内（最高二千石、総高三三六〇〇石）を忠之に指示したのではなからうか。

ところが、忠之は長政遺言に反して、寛永三年に家老小河内藏丞を千石加増したことから、家老栗山大膳・同

黒田美作が小河を糾弾する事件を起こすことになる。その後も、倉八十太夫など二千石を超える新規取立によって家中不和となり、寛永九年には「黒田騒動」に発展している。<sup>(61)</sup>長政段階では、戦乱で生死を共にし、黒田家の発展に功あつた譜代家臣の存在を軽視できなかったが、次代の忠之段階にラジカルな対立となつて表出したとみることができよう。

ただし、長政代に主従対立がなかつたわけではない。たとえば、後藤又兵衛基次の例がある。又兵衛は筑前入国後は年寄として一万六千石を与えられ、豊前国境の大隈城を預かつた。慶長十一年に主従不和となつて筑前国を退去した後は諸国を流浪し、大坂の陣では豊臣方の四天王として活躍する。その際、長政が釈明のため本多正信に宛てた書状によれば、主従対立の原因は又兵衛が「他家方々書状を取易」したことであつたという。<sup>(62)</sup>つまり、これは大名家の枠を越えて、自律的な動きを見せる家臣との対立であつた。

大坂夏の陣後の元和元年九月八日、長政は「家中之者共、知行高五百石以上ハ、縁辺伺候ハて下として相定申間敷事」と、五百石以上の家臣の縁辺干渉を行い、同年九月十五日には「家中之者隣国へ書状取替之事」として、大名領国を越える範囲での家臣の交際を禁じている。こうした政策が、大坂の陣後に法令として整備されてくる点は、この時期に家臣団統制の一つの画期があつたことを示唆している。

元和二年（一六一六）には、家康が死去する。これによる幕藩制の動揺を防ぐためであろう。幕府は同年、諸大名に領知朱印状を交付した。大名にとつて、これは公儀から大名「家」として公認されたことを意味し、領国における小公儀としての正当性の根拠を与えられたといえる。長政はその翌年帰国すると、年貢収納機構の改編に着手して春免制に移行させ、島物成・下代内作借米規定、代官の私的な百姓夫遣の停止など、郡方支配の基本政策を積極的にうちだしている。しかも、そうした政策に先駆けて、家中心得として発布されたのが次の三ヶ条の法令である。<sup>(64)</sup>長政から家老六名に宛て、さらに家老から「家中末々之者」にまでの徹底が命じられた。

一 家中の侍共家居を飾、又ハ武具之外私之ゑよう道具を持はやし候事、堅令禁制候、衣類食物にもおこりたる儀仕、私用を本とする者あらば、曲事ニ可申付候事

一 私用をかざらず、身上相應程人馬をも所持仕候者あらハ、其ため養置侍之上、珍敷儀にて無之候へ共、聞届候ハ、吟味候而褒美可申付事

一 侍之義理をしらず、奉公かげひなたを仕、偽かざりを以主を欺き身を立んと覚悟し、万意地むさき者あらハ、聞立候へと、内々目付共申渡置候条、得其旨常々相嗜可申事

右之儀、家中末々之者迄能々可申付事

元和三年八月日 長政 御判

井上周防殿

黒田美作殿

桐山丹波殿

野村大学殿

小河内藏允殿

栗山大膳殿

「侍」ハ武士としての心得を基調とした上で、第一条では質素儉約を、第二条では身分相應の軍役維持、第三条では主君への表裏のない奉公を命じている。そのなかで、第一条と第二条では「私用」を否定し、「公」優先の論理を内在させている。また、「侍」身分を「養置」かれる者と規定し、主君の御恩を強調するかにみえる。しかも、第三条で主従維持のためのイデオロギーとして、「侍之義理」を導入した点は注目に値する。

福岡藩では忠之の晩年以降、頻繁に儉約令が出され、この法令にその原初形態をみるが、主従関係を規定して家

中に発した法令はこの後にはみえない。かわりに、この法令が藩祖長政の伝統的権威をもって、享保十二年（一七二七）九月には再度添書を加えて公布、文化八年（二八一）十二月には各条に注釈を加えて再々公布というように、<sup>(66)</sup>繰り返し利用されている。その理由は、この法令が単純ながらも家中心得としての基本的性格——藩主を頂点とした身分秩序内で、「公」優先の論理に従った主君への奉公——を有していたためと考えられよう。

以上のように、長政の家臣団統制は、元和期に大きな変化をみせている。つまり、豊臣氏の滅亡を含めて、戦乱が決定的に終結したと意識されなければ、大名の領国支配において、本格的な近世的体制への移行は、現実のものとなしえなかつた。また、これは多くの外様大名にとって最終的な領国の固定化を意味するものであり、今後そのなかでの家臣団統制をはかり、大名財政を安定化させることに政治課題が残されることになる。元和期に長政はそうした政策変更へ着手したが、領国の安定化にもなつて、有能な吏僚派家臣の取立による役方機構の整備が必要となり、固定した大名領のなかでの新参取立が行われ、譜代家臣の領域が侵食されてくる過程に、新旧家臣団の対立（家中騒動）が惹き起こされてくる。ただし、それは次の寛永期にこそ深刻な問題となつたといえよう。

#### 四 農 民 支 配

『黒田家譜』（貝原益軒著、宝永四年）の「如水遺事」の冒頭には、「如水の曰、神の罰より主君の罰おそるへし。主君の罰より臣下百姓の罰おそるへし。其故は、神の罰は祈りてまぬかるへし。主君の罰はわび言を以て謝すへし。唯臣下百姓にうとまれてハ、必国家を失ふ故、祈りてもわび言しても其罪をまぬかれがたし。故に神の罰、君の罰よりも、臣下萬民の罰ハ尤もおそるへしとのたまへり」とある。引用の典故が不明なので、もとよりそのままを信用するわけにはいかないが、おそるべきものの順序を「臣下百姓」「主君」「神」とし、「主君」の権威を絶対化せず、「臣下百姓」の支持こそが国家維持のためには重要であると如水に述べさせて、その政治理念とした点は興味深

い。「士民」の支持をえるためには、その撫育―仁政―が必要となるが、こうした徳治主義は福岡藩では長政段階ですでにみることができぬ。

長政の農民支配を検討する史料としては、長政の遺言状<sup>(67)</sup>と『長政公御代御書出令條』にみられる法令などによる。前者は、元和九年の長政死去時のもので、大部分は家臣団統制と支藩成立に関する指示で構成され、また筑前国拝領の経過を述べた上で、大名の心得を説くものとなっている。そのなかで、僅かに農民にふれた部分をひろえば、「大方内之者、民百生迄不便を加へ候而、用捨あるべき事二候」「弟共を始、家来・民百生迄、我か手足之様二不便二すれば、皆なひきしたかひて再拜二も付候」「武功ある家来共をもそこなひ不申、民百生迄安穩二たもち可申事干要也」の三ヶ所のみとなる。農民支配の具体的内容を示したものではないが、「武士」身分と対置された形で、「民百生」に「不便」を加えることの必要性を繰り返して述べている。

一 当免相之儀申下シ候処ニ聞届、右之通ニ申付之由尤候、水損不仕所ハ当毛上例年方よく候由、先満足候、併先書如申不能儀ヲ申懸候得ハ如何候間、有様之儀專一候、百姓之徳ニ成候事ハ不苦候、代官之徳ヲ取候様二仕候事、堅改候て尤二候

これは、長政が国元の家老井上周防・菅和泉両名に国の仕置を命じた書状<sup>(68)</sup>の一条である。そのなかで、長政は「百姓之徳」を肯定し、「代官之徳」を否定している。他条では百姓の「いたミ」も心配しており、これが思想的に儒教でいう仁政思想に基礎をおくものと断定はしえないが、長政が「百姓之徳」を自覚している点に、少なくとも撫民を政治理念としていたとみてよいだろう。このように、長政は「百姓之徳」と対立する「代官之徳」を否定する方向にあった。では、「給人の徳」の扱いはどうだろうか。

『長政公御代御書出令條』は、慶長十年から元和七年までの計六五法令をのせる後世の編纂による法令集である。その中で百姓に関する各箇条を一覧すると、ほとんどが百姓と代官・給人との関係を規定する内容となっている。

大名権力は財政基盤の安定化のために、農業生産力の増強とそれを可能とする労働力を確保せねばならなかった。長政は各法令において、代官・給人の恣意的支配を制限する一環として、郡奉行制の導入による村内秩序維持のための訴訟統制、走百姓対策、給人による百姓の家・島の押取の禁止、津出・夫役の規定、などの諸政策を命じている。夫役に関しては、慶長十七年には給人の「百姓使」は人別一ヶ月に三日、代官は同じく一日とし、福岡での普請時や、四月・五月の農繁期における夫遣いを禁止している。代官よりも給人が緩やかな規制となつてゐる点は注目されよう。さらに元和四年には、代官に対して三月一日以降より百姓の「自分之用」の夫役の取立を停止するが、給人の規定はみえない。こうした点に、地方知行制を展開する福岡藩において、初期大名権力の権限がおもに蔵入地支配にとどまり、藩領域全体に貫徹する段階になつたことの一端を伺うことができ、「給人の徳」は比較的温存されてゐたとみることが出来る。

これは地方知行制の形骸化とも関連する問題である。福岡藩では、寛文・延宝期頃から地方知行制の停止・復活を数回繰り返した後、元文五年（一七四一）にいたつて最終的に停止となる。その際には、給人の機能を代替する郡方役職機構の整備が不可欠となるが、逆に長政期の郡方機構の未成熟の段階にあつては、給人の地方支配に依存せざるをえなかつたといえる。つまり、慶長・元和期の大名権力は、農民支配、特に勤農機能の面で積極的な政治課題を見いだす歴史的條件は十分に熟成してゐなかつたのである。

以上に示された諸政策は、長政段階で着手された点が評価されるのであり、いずれものちの徹底化が必要であつたが、特に給人の私的な夫役の搾取の否定、しかも勤農機構を大名権力に一元化し、給人と農民との人格的關係を否定する政策は、以降の政権に持ち越された重要課題であつたといえよう。

## おわりに

ある身分への役割期待がその身分構成者の役割観念に相應する社会秩序が構築されるまでには、その内容にもよるだろうが、ある程度の時間を必要とし、その過程でさまざまな役割交渉が展開する。戦国から近世への移行は、戦乱から静謐の世への変化というだけでなく、急激な社会秩序の変更、身分社会が高度に制度化される過程でもある。その変化に対応するための当事者間の役割交渉は、幕藩制を阻止するほどの「大きな抵抗」ではなくとも、まったく無抵抗であつたわけではない。

幕藩関係では、関ヶ原の戦によつて徳川の天下は成立し、諸大名は幕藩制のなかに抱摂されつつあつたが、元年の豊臣氏滅亡が、徳川氏が諸大名との旧関係を払拭するための大きな画期となる。大名の意識は、「武家諸法度」に則つた幕府への追従、「公儀」第一主義へと大きく変化する。しかも、改易・転封といつた強権発動のもとで、幕府の礼秩序重視の影響をうけて、元和の段階で大名は武道への懷疑、礼秩序重視の思想へと移行している。その意味で、幕藩関係においては戦国武将の大きな意識変革のもとで、急激に近世化が達成された。

領内においては、戦乱の決定的な終結―元和偃武―後に、臨戦的体制から近世的体制への移行が本格的に着手され、地方知行制を基盤とすることで大名から相対的な独自性を保つていた家臣の存在形態も、変更を余儀なくされる。しかも、戦乱の終結は、恩賞による加増の道を閉ざし、家臣の知行の固定、ひいては減少を迫るものとなる。ただし、元和期は郡方機構が未整備であつたため、給人知行権は比較的に温存されており、給人と農民との関係を本格的に規制するのはそれ以降の課題として残されていた。つまり、慶長・元和期の大名権力が領内で着手した政治課題は、その解決を次代に多く委ねる段階にあつたと捉えることができる。今後そうした政策の徹底化は、家臣側の抵抗運動を引き起こすものであり、大名と家臣との役割交渉も円滑には進みえない。そこに、寛永期に直接的

な対立となつて初期御家騒動が集中して表出してくる前提があり、福岡藩では寛永九年（一六三二）の「黒田騒動」へとつながつてゆくのである。

〔註〕

(1) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（一九八五年）。

(2) 柴田純『思想史における近世』（一九九一年）では、これまでの研究史では領主権力がいかなる課題意識のもとで藩政を主導したのか、といった視点の欠落を指摘している。

(3) 貝原益軒著『黒田家譜』・『黒田二五騎傳』（福岡県立図書館蔵）、『黒田長政記』（『統群書類従』二三輯上、『国史叢書』所収）、『黒田長政事蹟』（東大史料編纂所蔵）。黒田長政に関する研究は、「黒田長政公事蹟略記」（『筑紫史談』第二四集、一九二二年十二月）、荻野三七彦「黒田長政の書状」（『日本歴史』一六一号、一九六一年）、武野要子「黒田氏の貿易・キリシタン政策」（『藩貿易史の研究』一九七九年）・「黒田長政の貿易―都市・流通政策との関連にみる―」（九州大学『経済学研究』49巻4・5・6合併号、一九八四年）、丸山雍成「参勤交代制の形成・確立過程と福岡藩」（『幕藩体制の新研究』、一九八二年）などがある。また、近世初期の武家思想として長政の遺言が引用される（日本思想大系27『近世武家思想』一九七四年、同書所収石井紫郎「近世の武家と武士」）（『日本国制史研究II・日本人の国家生活』に再収）、近藤齊『戦国時代武家家訓の研究』一九七八年）が、松下志郎「福岡藩における財政経済政策の展開（I）―長政遺書と第六代藩主継高の治政―」（九州大学『経済学研究』40巻4・5・6合併号、一九七五年四月）、高木昭作「黒田長政「御遺誡・御定則」（元和八年）は偽書である」（『東京大学史料編纂所報』10号、一九七五年）、柴多一雄「黒田長政「御定則」の成立と福岡藩権力の特質」（『九州史学』67号、一九七九年）で偽書であることが明らかにされている。

(4) 「黒田家文書」一（東京大学史料編纂所謄写本）。原文書は折紙で、現在は福岡市立博物館蔵。

(5) 『舜旧記』第一（『史料纂集』）。

(6) 『舜旧記』第二（『史料纂集』）。

(7) 丸山雍成「参勤交代制の形成・確立過程と福岡藩」（同編『幕藩体制の新研究』一九八二年）。

(8) 年次は未詳だが、長政が秀頼に松の落葉五十俵、古賀梨百を献上した書状もみられ、また秀頼が痘瘡を本復した際には、家老黒田美作を大坂に上らせ祝儀の進物を調べている。関ヶ原の戦以降の長政の態度は、豊臣方との接触を完全に断っていたわけではない。

(9) 『黒田家譜』巻一四、『駿府記』など。

(10) 「三奈木黒田家文書」（『福岡県史』近世史料編福岡藩初期下、一二八四号）。以下では、『県史』上・下、号と略記する。

(11) 「三奈木黒田家文書」（『県史』上、一二六〇号）、『黒田家譜』巻一四など。

(12) ただし、豊臣政権下で証人として大坂にいた長政の母照福院は、関ヶ原の戦火をのがれて大坂から豊前中津に下つた後、慶長十七年迄には江戸在府が確認される（『福岡県史』上、三四八号）。また、元和九年の長政死去の際には筑前への下国を許されているため（『県史』下、一三八七号）、これより先に照福院が証人として在府していたと考えられる。

(13) 『大日本近世史料・細川家史料』一、一二八号。以下、『細川家史料』と略記する。

(14) 「原田家文書」（『県史』下、六九号）。

(15) 『細川家史料』二、三三七号。

(16) 「三奈木黒田家文書」（『県史』下、一二六六号）。

- (17) 「吉田家文書」〔『県史』下、一三八七号〕。
- (18) 「三奈木黒田家文書」〔『県史』下、一二八〇号〕。
- (19) 「神代家文書」五（福岡県立図書館郷土課資料室蔵複製本）。
- (20) 『寛政重修諸家譜』卷一九五。
- (21) 『右同』卷二八九。
- (22) 「三奈木黒田家文書」〔『県史』下、一二六九号・一二七〇号〕。
- (23) 「右同」〔『県史』下、一二六四号〕。
- (24) 註(19)と同じ。
- (25) 『寛政重修諸家譜』卷六四九。
- (26) 佐藤進一・三鬼清一郎「名古屋大学文学部所蔵滝川文書」〔名古屋大学文学部研究論集』史学23〕。
- (27) 『細川』二、三四七号。『同』八、一一七号。
- (28) 「三奈木黒田家文書」〔『県史』下、一二二七号〕。
- (29) 近世初期の江戸留守居役の重要性については、山本博文『江戸御留守居役の日記』（一九九一年）。
- (30) 『光之様御一族之事』・『光之公御代御一家御由緒御懇意之御方覚』（福岡県立図書館蔵「黒田家文書」）。
- (31) 「三奈木黒田家文書」〔『県史』下、一二二二号〕。
- (32) 『重綱・一重公年譜公録』（久野家文書）一二、福岡県立図書館郷土課資料室複製本）によれば、元和二年に秀忠第二子国松の諱名を避けて忠長から忠政に改め、さらに同七年に忠之と改名したとある。しかし、国松が忠長を名乗るのは同六年からであり（『本光国師日記』第二八）、改名理由が正しければ忠長→忠政は同六年でなければならぬ。ただし、同五年に比定される六月十七日付けの忠政書状が確認されるため（『県史』下、一一九一号）、改

名理由が誤認の可能性がある。また、『黒田年譜』（九州大学九州文化史研究施設蔵）は、理由不詳としながらも元和二年説をとり、忠政→忠之は元和九年とする。このように年次確定は困難であるため、現段階では忠長使用期間を、元服した慶長十七年十二月から文書確認のできる元和五年までの間としておく。

- (33) 忠之の教育や家中の教育に関する状況を知る史料として、藩家老の三奈木黒田家に伝存する『如水公長政公忠之公御文書載之』（「三奈木黒田家文書」一六〇三号）に、如水一、長政三一、忠長一、毛利長兵衛一、計三六通の文書が収録され、年代未詳の文書がほとんどである。ただし、『県史』下（一二五五〜九〇号）では記載順ではなく日付順に並べ変えて採録したため、かえって年次比定を困難にしている。また、同じ内容の写本が忠之の傳役を務めた家柄である伊丹家にあり、両者を照合するとさらに別の写本の存在が確認される。以下では主に三奈木黒田家本を出典とするため特に註記はしないが、便宜のため本文中に『県史』の該当史料番号のみを示すことにする。また、文書中の人名注釈書（表題『寛』）が、『神代家文書』五（福岡県立図書館郷土課資料室蔵複製本）にある（註(19)と同じ）。

- (34) 『筑前国統風土記附録』上。森山みどり「黒田家の神仏崇敬と寺社外護について」（『福岡県史』近世研究編福岡藩三、一九八八年）。

- (35) 広渡正利『博多承天寺史』（一九七七年）・『同』補遺（一九九一年）。

- (36) 八代国治『吾妻鏡の研究』。

- (37) 註(19)と同じ。

- (38) 「東照宮御実紀附録」巻二二（『増補国史体系』第三八巻、三三九頁）。

- (39) 『寛政重修諸家譜』巻第三七〇、『竹中家譜』、『羅山先生文集』。

- (40) 本郷隆盛「儒学思想研究の意義と方法」（村上直編『日本近世史研究事典』一九八九年）。

(41) 「吉田家文書」(『県史』下、一三九二号)。

(42) 忠之個人の実際思想形成には、儒学よりも仏教(特に真言密教)の影響が強く、忠之は寺社愛護につとめ、特に筑前国東長寺(現在、福岡市博多区)への信仰が厚かったが、これをもって大名のレベルでの儒学の学問的要請を否定することはできないだろう。

(43) 『黒田家譜』巻一四、『黒田年譜』、『重綱・一重公年譜公録』など。

(44) 『黒田家譜』巻一四。

(45) 註(41)と同じ。

(46) また、こうした行跡の吟味は大名レベルにのみ要求されたのではない。福岡藩でも、慶長十五年に長政の制定した「御番所之定」では、内之者が御番所の縁へ上がることに、声高に雑談すること、便所以外での小便など禁じ、違反者には過銭が命じられている。とりわけ来客時における家臣の応対作法に長政は気を配っており、「客人之時座中ニ伏し、又は高声仕間敷事」といった法度も定め、家中の風紀を正すことにかなり腐心した様子である(九州史料叢書29『長政公御代御書出令條』)。

(47) 『三河物語・葉隠』(『日本思想体系』26)。

(48) 『大日本近世史料・細川家史料』七、一六九八号。

(49) 藤井讓治「大名城郭普請許可制について」(京都大学人文科学研究所『人文学報』六六号)。

(50) 「三奈木黒田家文書」(『県史』下、一二二五号)。

(51) (52) (53) (54) 『御触書寛保集成』。

(55) 衣笠安喜「武家諸法度のイデオロギー」(歴史公論ブックス14・『鎖国と幕藩国家の成立』、一九八二年)。

(56) 池畑裕樹「慶長・元和期の福岡藩政の展開」(上)(『福岡県地域史研究』4号、一九八五年)。

- (57) 「菅家文書」「桐山文書」(福岡県立図書館蔵)、「林家文書」(『県史』下、八八九号)等。
- (58) 「吉田家文書」(『県史』下、一三八五号)。
- (59) 「右同」(『県史』下、一三八七号)。
- (60) 「慶長年中土中寺社知行書附」(『黒田三藩分限帳』所収)。
- (61) 拙稿「福岡藩「黒田騒動」の歴史的意義」(『日本歴史』五〇八号、一九九〇年)。
- (62) 九州史料叢書29「長政公御代御書出令條」。
- (63) 右同。
- (64) 「野村家文書」(『県史』下、八六五号)。また、元和三年十一月十一日には、家臣が「御意」を得ずに「エホシ子」を取ることを禁じている(「長政公御代御書出令條」)。
- (65) 『福岡藩吉田家傳録』中巻、「黒田新統家譜」巻二二。
- (66) 『黒田藩御法令三ヶ条広義』(『福岡県史編さん資料』県一一九号)。
- (67) 「吉田家文書」(『県史』下、一三九二号)。
- (68) 「菅家文書」(『県史』上、三九一号)。
- (69) 秀村選三「近世大名領国における夫役の諸形態―福岡藩について―」(『九州文化史研究所紀要』第5号、一九五六年)、同「福岡藩における夫役の賦課法と規制―大名Ⅱ藩権力の一考察」(宮本又次編『藩社会の研究』一九六十年)。

(九州大学文学研究科)